第６次塩谷町振興計画後期基本計画
第３次塩谷町地方創生総合戦略
概要版

令和８年３月

塩谷町

ごあいさつ

塩谷町は、町のシンボルである高原山や全国名水百選に認定されている尚仁沢湧水をはじめとした豊かな自然と、先人たちが切り拓いてくれた森林や田畑などの地域資源に恵まれた町です。

しかし、少子高齢化による人口減少や労働力・地域の担い手不足、気候変動によるリスクの高まり、急速なデジタル化の進展など、私たちを取り巻く社会経済・環境は今、大きな変化の中にあります。

こうした状況において、塩谷町では令和１２年度までを目標年度とした、１０年間の行政運営の基本計画として「第６次塩谷町振興計画」を策定しました。「人づくり」「暮らしづくり」「地域づくり」を基本理念として、令和３年度より町民の皆様が楽しくかつ安全安心して暮らせるまちづくりを進めてまいり、前期５年が経過しようとしています。

今後の後期５年間においては、前期５年間における政策を継承しつつ、地域の魅力向上や超高齢社会・デジタル社会への対応など、町を取り巻く社会変容にも対応した政策の方向性を示す「第６次塩谷町振興計画後期基本計画」を新たに策定しました。本計画では、基本構想で掲げているまちの将来像である「豊かな自然に育まれ 人と人とがつながり 安全安心に暮らせる 塩谷町」の実現に向け、６つの政策を積極的に推進することとしております。

また、町の重要課題の一つであります人口減少対策のため、「第３次塩谷町地方創生総合戦略」を併せて策定いたしました。第２次まち・ひと・しごと創生総合戦略に引き続き、『「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくり』を基本目標として、基本計画と相互に連携を図りながら、人口減少や少子高齢化の克服に取り組んで参ります。

結びになりますが、両計画の策定にあたり、様々な見地からご指導をいただきました「塩谷町地方創生総合戦略策定委員会」の委員の皆様、アンケート及びパブリックコメントにより貴重なご意見をお寄せくださいました町民の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後とも、両計画の推進に対し、ご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年３月

塩谷町長　見形　和久

塩谷町の将来の姿

1　まちづくりの基本理念

塩谷町のまちづくりを進めていく上で大切な考え方となる“基本理念”について、これまでのまちづくりの実績や課題を踏まえ、今後の社会情勢等を見極めながら、以下のとおり設定します。

① 人づくり：人がつながるまちづくり

② 暮らしづくり：誰もが安心して暮らせるまちづくり

③ 地域づくり：地域ににぎわいのあるまちづくり

2　まちの将来像

“まちづくりの基本理念”を踏まえつつ、これまで掲げてきた塩谷町の目指す１０年後の将来像を今後も継承し、暮らしやすく安全安心なまちづくりを進めていきます。

豊かな自然に育まれ 人と人とがつながり
安全安心に暮らせる 塩谷町

3　計画の構成と期間

○　基本構想：１０年間（令和３年度から令和１２年度）

○　基本計画：前期５年間（令和３年度から令和７年度）
　　　　　　　後期５年間（令和８年度から令和１２年度）

○　実施計画：３年間（毎年度、ローリング方式により見直し）

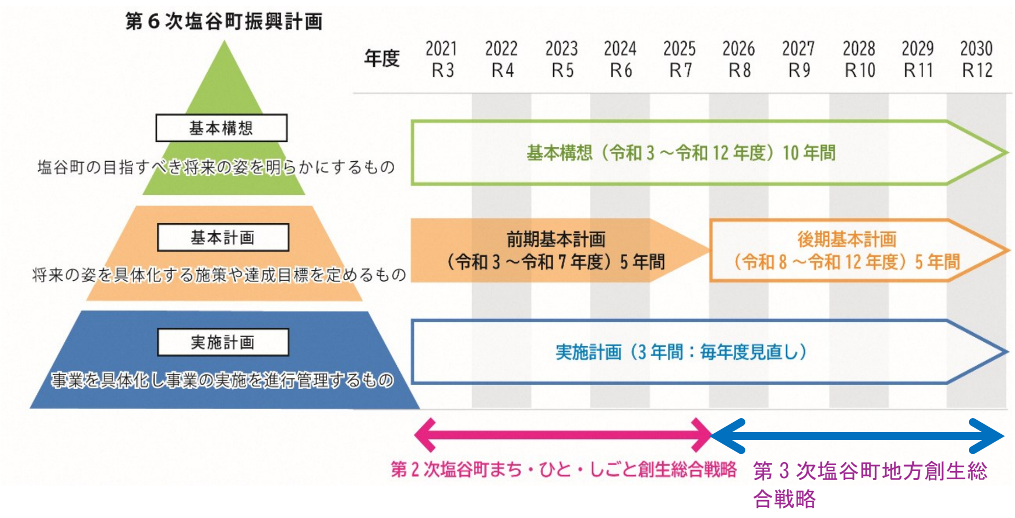

４　施策の大綱

政策１　将来を担う人の育成と活力ある地域コミュニティの形成

施策	主な取組
1 教育推進体制の充実	(1) 生きる力を育む教育の充実
	(2) 教職員の資質向上
2 教育環境の充実	(1) 学校施設の再編・改修
	(2) 教育 DX の推進
	(3) 学校運営体制の充実
3 生涯学習環境の充実	(1) 生涯学習活動の促進
	(2) 人材育成支援の充実
	(3) 生涯学習推進体制の充実
4 芸術・文化活動の推進	(1) 芸術・文化活動の促進
	(2) 文化財の保護・活用の充実
5 スポーツ・レクリエーションの普及推進	(1) スポーツ活動の促進
	(2) スポーツ活動推進体制の充実
6 人間性豊かな人づくりの促進	(1) 心豊かな人づくり
	(2) 地域を活性化する新たな人材の育成・発掘
7 町民と協働した地域づくりの推進	(1) 地域づくりへの参加促進
	(2) 行政区及びコミュニティ活動への支援

政策２　みんなで取り組む健康の増進と誰もが安心できる福祉の充実

施策	主な取組
1 健康づくりの推進	(1) 健康増進の推進
	(2) 適切な医療の確保
	(3) 保険医療制度の適正運営
2 子育て支援の充実	(1) 母子保健の推進
	(2) 保育環境の充実
	(3) 子育て環境の充実
3 地域福祉体制の充実	(1) 地域の支え合い、助け合いの推進
	(2) 気軽に相談できる体制づくりの推進
	(3) 安全・安心な地域づくりの推進
	(4) （仮称）総合福祉センターの整備
4 高齢者福祉の充実	(1) 個々の生き生き活動の支援
	(2) 自然に合った暮らしやすい生活スタイルと環境の整備
	(3) 医療・介護・福祉を一体化した地域包括ケアシステムの構築
5 障がい者福祉の充実	(1) 地域生活支援の充実
	(2) 相談支援体制・権利擁護の充実

政策３　豊かな自然の保全と快適な生活環境の整備

施策	主な取組
1 自然環境保全の推進	(1) 自然環境に配慮した活動の推進
	(2) 森林環境の整備
2 生活環境保全の推進	(1) 計画的な土地利用の推進
	(2) 都市施設の整備
	(3) 廃棄物の抑制と適切な処理の推進
	(4) 公害の防止
3 快適な住環境の整備	(1) 移住・定住に向けた住環境の向上
	(2) 町営住宅の機能維持
4 安全な道路の整備	(1) 安全な道路の整備
5 便利な公共交通網の整備	(1) 公共交通網の整備
6 安定した水道運営	(1) 上水道施設の改善
7 消防・防災体制の強化	(1) 消防体制の充実
	(2) 防災体制の充実
	(3) 河川・土砂対策の充実
8 地域安全の推進	(1) 防犯活動、防犯環境整備
	(2) 交通安全対策の推進
8 地球温暖化対策への取組の推進	(1) 省エネルギー対策の推進
	(2) 再生可能エネルギーの普及拡大
	(3) 総合的な地球温暖化対策

政策４　活力ある産業の振興と就労機会の創出

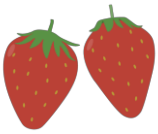

施策 / 主な取組

- 1 農林業の振興
  - (1) 林業の活性化
  - (2) 農業生産環境の整備
  - (3) 特産物のブランド化推進
  - (4) 担い手の確保と育成
- 2 商工業の活性化
  - (1) 商工業活性化の充実
  - (2) 商工業経営の支援
  - (3) 新たな企業の誘致
- 3 地域特性を活かした観光の振興
  - (1) 観光資源の活性化
  - (2) 観光資源の情報発信
- 4 就労機会の創出
  - (1) 就労機会の創出に対する支援

政策５　持続可能な行財政運営とデジタル社会への対応

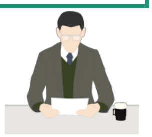

施策 / 主な取組

- 1 効率的な行政運営の推進
  - (1) 効率的な職員体制
  - (2) 新庁舎を中心とした施設再編と効率的な施設管理
  - (3) 効率的な行政運営
  - (4) 広報広聴活動の推進
- 2 健全な財政運営の推進
  - (1) 町の財政運営の効率化
  - (2) 安定した財源の確保
- 3 行政のデジタル化
  - (1) 行政手続きのオンライン化・キャッシュレス化
  - (2) 新技術を活用した業務改善手法の検討
  - (3) デジタルデバイドへの対応

政策６　「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりの推進

施策	主な取組
1 移住・定住の促進	(1) 塩谷町創生総合戦略の実行
	(2) 関係人口の創出

主要プロジェクト

1　「住みたい」「住み続けたい」まちづくり

全国的な問題となっている人口減少に対し、本町は、平成２８年１月に「塩谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、対策に取り組んできました。

令和８年３月に新たに策定した、「塩谷町地方創生総合戦略」を起点とした、関係人口の創出や移住定住の促進、地域の魅力向上のため、各種事業を展開していきます。

2　しおや健康づくり町民運動

本町は、ウォーキングを通して、運動習慣を身につけるとともに、郷土愛を育み、町内外の交流を広めるために、令和２年４月に「ウォーキングの町しおや」を宣言しました。

今後さらに町民の健康増進と地域の活性化のために、ウォーキングイベントやウォーキングを行うことによる健康ポイント事業を推進します。

3　上水道施設改良事業

本町の上水道施設は築後数十年が経過し老朽化が著しく、また、経営は人口減少に伴い給水収益が減少するなど厳しい状況となっています。

重要なライフラインである水道水を安定して供給できるよう、町内全域の老朽配水管の更新を進めると共に、施設効率の向上と投資の合理化を図るため、船生地区の水道施設統合事業を推進します。

4　後継者育成支援事業

本町の基幹産業である農林業については経営者が減少しており、街中の商店も後継者不足による閉店が目立つ状況となっています。

本町の特色を生かした農林業や商業などの後継者を育成することにより、各種産業の振興につなげるために、新規就農林者や起業する人を支援します。

5　公共施設の再配置

町民にとって必要で利便性の高い公共施設等を次世代に引き継いでいくため、総合的な公共施設のマネジメントが求められています。

本町においてワンストップサービスやコンパクトシティの実現等、将来を見据えた町政を行うため、新庁舎を中心とした公共施設の適正な再編・整備を進め、効率的な行政運営を推進します。

6　義務教育学校再編事業

少子化による学校の規模縮小は、教育活動に様々な影響があります。

本町においては「塩谷町の未来を創造する教育を実現するための新たな学校づくり」という視点に立ち、既存の３小学校、１中学校を１つの義務教育学校に再編し、教育環境の充実を図ります。

7　持続可能な地域医療体制の確保

本町の医療体制は、閉院や診療日の減少等が相次ぎ、逼迫している状況にあります。また、町内を網羅する公共交通網が乏しく、受診までの交通問題もあります。

本町においては、町民が適切な時期に１次医療が受診できるよう、医師会等の関係機関と協議を進め、オンライン診療や保健福祉 MaaS の導入等、持続可能な医療体制の構築を図ります。

総合戦略策定にあたって

1　総合戦略策定の趣旨

我が国では平成２０年をピークに人口減少が始まり、深刻な社会課題となっています。これを受け、国は平成２６年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に取り組んできました。

塩谷町も平成２８年１月に独自の人口ビジョンと総合戦略を策定し、人口確保に向けた施策を推進してきました。今回、これまでの第２次戦略の成果を検証しつつ、新たな社会情勢の変化にも対応するため、「第３次塩谷町地方創生総合戦略」 を新たに策定するものです。

2　「第３次塩谷町地方創生総合戦略」の位置づけ

本町では、まちづくりの指針となる「第６次塩谷町振興計画」（令和３年度から令和１２年度）を策定し、「人づくり・暮らしづくり・地域づくり」を基本理念に、「暮らしやすく安全安心なまちづくり」の実現に向け、町の特性（強み・弱み）を踏まえた各種取組を進めるものとしています。

ここに定める「第３次塩谷町地方創生総合戦略」は、国及び県が策定する「第３期総合戦略」と併せ、「第６次塩谷町振興計画」で示される施策の方向性や具体的な取組等との整合性を勘案し、本町における地方創生の推進や人口減少克服に効果のある、今後５年間で重点的に取り組むべき施策・事業等を掲げるものです。

3　計画期間

「第３次塩谷町地方創生総合戦略」の計画期間は、「第６次塩谷町振興計画後期基本計画」との整合を図り、令和８年度から令和１２年度までの５年間です。

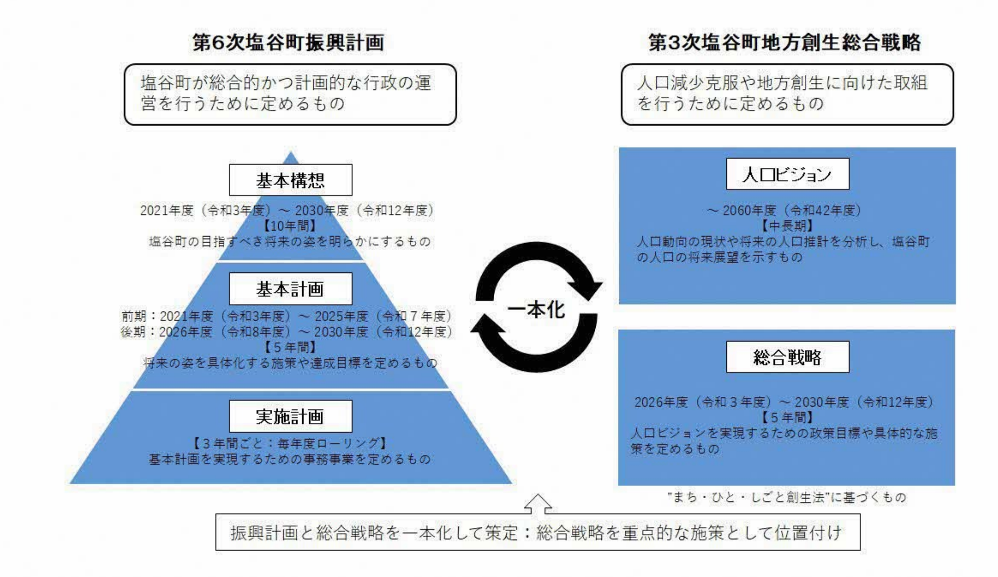

見直しのポイント

1　人口の動向・将来人口の見通し

「塩谷町人口ビジョン」（平成 28 年策定）では、「2020（令和２）年に総人口 11,300 人維持」および「2060（令和 42）年に総人口 8,200 人維持」を目標として掲げてきました。

しかし実績は、平成 27 年時点で 11,495 人、令和２年時点で 10,354 人と目標を下回り続け、減少幅も拡大しています。全国的にも地方創生政策の目標達成は困難な状況で、特に出生率の低迷が課題となっています。

このため第３次計画では、合計特殊出生率や社会増減について、2045（令和 27）年までに現実的な範囲での理想水準への段階的な上昇を目指す方針に見直しました。

［合計特殊出生率のマイルストーン］

計画期間内に（令和１２年までに）	中期的に（令和１７年までに）	長期的に（令和２７年）までに
１．３５	１．５	１．８

［社会増減のマイルストーン］

年度	転入者数	転出者数	人口移動数	改善幅
現状	１６１人	２８５人	－１２４人	—
令和１２年	１７６人	２６９人	－９３人	
令和１７年	１９２人	２５４人	－６２人	
令和２２年	２０７人	２３８人	－３１人	
令和２７年	２２３人	２２３人	０人	

今後、新たな人口の中長期的な目標値の達成に向けては、引き続き、出生率の向上による自然増減の改善や、移住・定住人口の増加による社会動態の改善など、人口減少を少しでも抑制していく施策の積極的な展開に努めていきます。

［将来目標人口］

３つの対象（ターゲット）に重点を置いた人口動向の改善が達成された結果

－第３次総合戦略の計画期間の目標－

令和２年 基準人口※		令和１２年 目標人口
１０，３５４人	▶	**８，１２８人**

※参考：住民基本台帳による人口は令和７年１２月時点で９，４２８人

基本目標

「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちをつくる《移住・定住の促進》

ターゲット別の事業展開

ターゲット❶ 起業したいひと、新たに農林業に就きたいひと

[達 成 目 標]　働く世代の増加、既存産業の継承

[アクション]　就労機会を創出する

[実 施 事 業]

① 新たな起業への支援

地域資源を活かした新たな事業の起業を支援することにより、特色ある産業と雇用を創出します。

- ふるさとビジネス創業支援事業

  地域資源を活かした新たな事業を始める方が行う商品開発や販路拡大等の取組に対して補助します。

- 地域経済循環創造事業（ローカル 10,000 プロジェクト）

  町内の地域資源を活用した先進的かつ持続可能な事業化の取組みに対して、地域の金融機関等と連携を図りながら補助をします。

- （仮称）まちづくりセンター整備事業

  町内で新たに起業や飲食店の開業をしようとする人、地域活性化事業に取り組もうとする人などの拠点として、（仮称）まちづくりセンターの整備を検討します。

② 農林業への就業支援

本町の基幹産業である農業及び林業への就業を支援することにより、農林業の振興や雇用を創出します。

- 林業従事者支援事業

  ＵＩＪターンにより林業に従事しようとする方の林業に関する資格取得や、町内居住のための家賃等に対して補助します。

- 農業従事者支援事業

  就農に必要な農業技術の習得や農地取得について、就農希望者と町内農業者とをつなぐ仕組みを構築します。

③　商工業の振興支援

　中小企業を支援するとともに、様々な求職・求人に対応することにより、安定した雇用を創出します。

- 中小企業融資振興資金

  中小企業者が納付する信用保証料を町が補助します。

- 事業用等活用促進事業

  遊休地となっている町有地や民有地の情報を収集・公開し、町内で新たに事業を展開しようとしている個人・団体の用地取得の支援をします。

- 既存工業団地の拡張及び新たな産業団地の造成

  新たな企業誘致を促進するため、既存の工業団地の拡張、新たな産業団地の造成を検討します。

ターゲット❷ 地域に関わるひと

［達 成 目 標］　移住者・関係人口の増加、定住・Ｕターン促進

［アクション］　地域の魅力を向上し関係人口を創出する

［実 施 事 業］

①　地域の魅力向上

　（仮称）まちづくりセンターの設置や各種団体の自立を促すことにより、地域コミュニティを活性化し、魅力を向上させます。

- 自立のまちづくり応援交付金事業

  集落や各種団体等が自主的に実施するまちづくりの取組に対して補助します。

- グリーンツーリズム活動支援事業

  町内の豊かな資源を活用した農村地域における体験型都市交流を実施し、地域の活性化を図ります。

- （仮称）まちづくりセンター整備事業

  町内で新たに起業や飲食店の開業をしようとする人、地域活性化事業に取り組もうとする人などの拠点として、(仮称)まちづくりセンターの整備を検討します。

- 地域商社等のまちづくり拠点整備事業

  地域の魅力発信や観光の促進等を担う組織として、地域商社等の拠点整備を検討します。

②　定住・Ｕターンの促進

若い世代の郷土愛を醸成することにより、町への定住及び将来のＵターンに繋げるとともに、Ｕターン希望者には各種サポートを行います。

- ふるさと大好きしおやっ子育成事業

  児童生徒において郷土愛の醸成やキャリア形成につながるよう、本町の自然や産業、文化等に関する各種体験活動プログラムを作成し、実施します。

- 郷土愛醸成事業　（高校生地域定着促進モデル事業）

  将来的な転出抑制、Ｕターン増加に繋げるため、町内こども等が地域の魅力を発掘し郷土愛を醸成できる事業を実施します。

- 移住定住促進住宅取得等支援事業

  町内で新築住宅や中古住宅を取得し、５年以上定住する意思がある人に対して、住宅取得の補助をします。

- 移住定住促進住宅地整備事業

  移住定住希望者や子育て世帯向けの住宅用分譲地の整備を図り、定住促進を図ります。

③　移住者の受け入れ体制の整備

本町の魅力を発信することにより、本町に関わりを持ってくれる人を創出するとともに、移住希望者に対しては移住しやすいよう支援を行います。

- 移住定住支援センター運営事業

  移住定住支援センターに配置した移住コーディネーターが、本町の魅力や本町に移住を希望する方への情報の発信、移住前後における相談や定着をトータル的に支援します。

- 地域おこし協力隊設置事業

  町外の人材を地域おこし協力隊として登用し、隊員の持つ能力や情熱を発揮させることで地域の活性化を促進します。

- 地域活性化起業人の活用

  民間企業等の外部人材と連携して、地域活性化やデジタル人材による町内のデジタル化を促進します。

ターゲット❸ 子育てをしたいひと、こども・子育て中のひと

[達 成 目 標]　子育て世代の定住、こどもの増加

[アクション]　生みやすさ・育てやすさを充実させる

[実 施 事 業]

①　出産に対する支援

出産に対する各種支援を行うことにより、こどもの出生数の増加を促進します。

- 不妊治療補助事業

  不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、その費用の一部を補助します。

- 妊産婦の健康支援

  妊産婦が安心して出産を迎え子育てに臨めるよう、全ての妊婦との面接により支援計画を作成するとともに、定期的な健康診査を実施します。

②　子育てに対する支援

0 歳～18 歳までのお子様を対象とした各種支援を行うことにより、子育てしやすい環境を整備します。

- しおやっこ応援金支給事業

  町内の子育て世帯に対して、こどもの出生時に子育て支援金の支給を実施します。

- 乳幼児サポート事業

  発達や健康面に心配がある乳幼児の保護者に対して、定期的に健康相談や家庭訪問を実施し、乳幼児の健全な成長と保護者の不安解消を図ります。

- ファミリーサポートセンター事業の設置

  ファミリーサポートセンター事業を設置し、一時預かりなどの子育てサービスについて、支援したい人と受けたい人とのマッチングを図り、地域ぐるみでの子育て支援を促進します。

- 学童保育の実施

  共働き世帯等の子育てを支援するため、各小学校区で学童保育を実施するとともに、学校施設の再編に合わせて学童施設の集約等、運営内容の見直しを図ります。

- こども医療費補助事業

  子育て世帯の経済的負担を軽減し、次世代の健やかな成長を図るため、18 歳までのこどもに対して医療保険適用の疾病に係る医療費等を助成します。

③　教育に対する支援

義務教育期間中や、その後の進学を支援することにより、若い世代が安心して教育を受けられる環境を整備します。

- 中学校進学祝い金事業

  中学校へ進学する子を持つ保護者に対し町商品券を支給します。

- 中学生海外派遣・イングリッシュキャンプ事業

  異文化・語学等への関心向上や国際的視野を広げるため、中学生の海外派遣やイングリッシュキャンプを実施します。

- 奨学金貸与制度

  子育て世帯の経済的負担を軽減し、町の将来を担う若者の修業を支援するため、高等学校、専門学校及び大学等に在学・進学する方に対して奨学金を貸与します。

- 検定費用補助事業

  目的意識を持ち学習意欲の向上を図るため、実用英語技能検定や日本漢字能力検定等の周知を行い、検定費用の補助を行います。

- 放課後サポート事業

  ステップアップ学習塾、放課後遊び等で学力、体力の向上を図ります。また、関係課と連携し、地域の「ひと・もの・こと」に触れる機会の充実を図ります。

ターゲット❹ 町内に住みたいひと

[達 成 目 標]　全世代の転出抑制、安全・安心な生活環境の提供

[アクション]　快適な住環境を整備する

[実 施 事 業]

①　全世代が住みやすい住環境の整備

町内に住みたい方、住み続けたい方に対して、住環境の確保を支援することにより、全世代の町内への定住を促進します。

- 移住定住促進住宅地整備事業

  移住定住希望者や子育て世帯向けの住宅用分譲地の整備を図り、定住促進を図ります。

- 住宅リフォーム補助

  町内業者を利用して行う快適で利便性の高い住宅へのリフォーム工事費用を補助します。

- 合併処理浄化槽設置補助

  自然環境にやさしく、生活衛生の向上に資する合併処理浄化槽の設置工事費を補助します。

② 空き家の有効活用

町内の空き家の有効活用を図ることにより、入居希望者の町内定住を促進するとともに、特定空き家を適正に管理し、環境を守ります。

- 空き家バンク制度

  空き家の空き家バンクへの登録を促進するとともに、各種情報ツールを活用して紹介し、希望する方へのマッチングを行います。

- 空き家改修事業補助

  空き家バンクに登録された空き家の購入者等が行う改修に対して補助します。

- 特定家屋等の管理、指導及び解体・除却への助成

  地域の景観維持や防犯・防災等を向上するため、空き家管理条例を制定し、既存住宅の解体等に対して助成します。

③ 高齢者が住みやすい生活環境の整備

公共交通網が乏しい本町において、特に高齢者の移動手段や代替手段を確保することにより、安心して快適に暮らせる生活環境を整備します。

- 公共交通対策事業

  デマンド交通の機能拡充や公共ライドシェアの導入等を検討し、利便性の高い新たな公共交通システムを構築します。

- 地域医療確保事業

  医療機関の減少や医師の高齢化に対して、地域医療を維持するためオンライン診療やマルチタスク車両（医療・福祉 MaaS）の活用を促進します。

進捗管理

第３次塩谷町地方創生総合戦略の進捗にあたっては、４つの目標の達成に必要なＫＰＩ（重要業績評価指標）を設定し、ＰＤＣＡサイクルにより、その達成状況や事業実施状況を客観的、定期的に検証・評価しながら必要な追加や見直しを行っていきます。検証・評価にあたっては、外部有識者等による組織（塩谷町地方創生総合戦略策定委員会）により行います。

第６次塩谷町振興計画後期基本計画
（令和８年度～令和 12 年度）
第３次塩谷町地方創生総合戦略
（令和８年度～令和 12 年度）

発行　令和８年３月
塩谷町企画調整課
〒329-2292
栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生 955 番地 3
TEL　0287-45-1112
FAX　0287-41-1014